

各 学 校 長 様
市町村（学校組合）教育長 様

30 高教人第596号
平成31年3月8日

高知県教育長
(公印省略)

学校、保育所、認定子ども園及び認可外保育施設等から市町村又は
児童相談所への定期的な情報提供について（通知）

うえのことについて、平成31年2月28日付けで内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長及び初等中等教育局長、高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より別添写しのとおり通知がありました。

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一端をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。

こうした中、（別添）指針を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図ることが求められています。

なお、平成30年7月20日に出された指針から追加された点について資料を添付しましたので、ご参照ください。

《担当》

高知県教育委員会事務局 人権教育課

TEL 088-821-4937 FAX 088-821-4559

E-mail

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成 31 年 2 月）について

- 平成 30 年 7 月 20 日付「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」からの主な変更点は以下のとおりです。

特に、「7 緊急時の対応」に追記された内容については、学校が主体的に判断、行動することが求められていますので、ご注意ください

- ◆ 「1 趣旨」やその他の文章中に、対象となる学校や保育施設について、追記や表記に変更がありました。

①学校として、「義務教育学校」「高等専門学校」「高等課程を置く専修学校」が追記されています。

②保育施設等として、「地域型保育事業所」「障害児通所支援事業所」が追記されています。

- ◆ 「7 緊急時の対応」の本文 2 段落目以降が追記されました。

①対象となる幼児児童生徒等が休業日を除き引き続き 7 日以上欠席した場合は、速やかに市町村等に情報を提供すること。（下記の場合を除く）

・不登校による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合

・入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合

②障害児通所支援事業所における取扱いについて

・障害児通所支援事業所におけるこれらの取り扱い、当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定して。

利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容は、別途お示しする。

- ◆ 「8 情報提供を受けた市町村等の対応について」に警察と情報共有することについて追記されました。

①「(1) ②」「(2) ①ア」の文章に、『「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること』が追記されています。

※その他、表記等の変更や修正が若干ありますが、内容に大きな変更はありません。